

新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会報告書について

平成15年10月に設置された新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会（委員長 大阪市立大学大学院教授 廣田良夫）の報告書がこの度取りまとめられましたので、下記資料を配付いたします。

記

配布資料

1. 新型インフルエンザ対策検討小委員会報告書の概要（3枚）
2. 新型インフルエンザ対策検討小委員会報告書を受けた国の主な対応（1枚）
3. 新型インフルエンザ対策報告書（冊子）

新型インフルエンザ対策検討小委員会報告書の概要

I 検討小委員会の設立の目的及び経過

○設立の目的

- ・ 新型インフルエンザウイルスが出現した際に、公衆衛生的な介入により、感染拡大を可能な限り防止し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能の破綻に至らせないための基本的な対応方針を策定すること。

○経過

- ・ 平成9年に、新型インフルエンザ対策検討会が設置され、報告書が取りまとめられた。
- ・ 平成15年10月に新型インフルエンザ対策検討小委員会が設置され、新たな知見の集積とこれまでの対策の積み上げをもとに平成9年の報告書の見直しが行われた。
- ・ この度、平成16年8月末に報告書が取りまとめられた。

II 報告書の主な内容

○新型インフルエンザに対する状況別対応の設定

- ◇ 新型インフルエンザの発生に対し、迅速かつ的確な対応ができるよう、例えば、新型インフルエンザが海外で発生した場合、国内で発生した場合などのように、あらかじめ発生状況を想定し、各状況に応じた対応を定めた。(参考 表1)

(例) 新型インフルエンザが海外で発生した場合の主な対応

- ・ 必要に応じて、新型インフルエンザを指定感染症及び検疫法を準用する感染症に指定
- ・ 発生地域への渡航延期勧告、検疫の強化 など
- ◇ また、各状況に応じて、国民への情報提供やサーベイランス体制を強化し、新型インフルエンザへの対応にあたることとした。

○新型インフルエンザは、一旦発生した場合には、その感染力の強さなどから、国内において汎流行することを想定する必要があることから、以下の検討を行った。

◇医療供給体制

- ・医療機関を受診する患者数の推計と、その医療需要に対応できる医療供給体制

(試算)	医療機関を受診する患者数	17,400,763 人	(最小	13,454,059 人	～ 最大	25,248,351 人)
	(内訳)					
	外来患者数	16,864,029 人	(最小	13,210,968 人	～ 最大	24,547,965 人)
	入院患者数	429,804 人	(最小	174,146 人	～ 最大	533,359 人)
	死亡者数	106,930 人	(最小	68,945 人	～ 最大	167,027 人)

◇治療薬の種類とその必要量

- ・治療薬の種類
- ・患者数の試算をもとにした治療薬の備蓄量の目標値

(検討結果)

米国等における大規模流行対策の基礎として採用されている算定式を用いて、患者数を試算した結果、2,500万人分の治療薬を官民併せて確保する必要性について指摘。

○ワクチンに関する検討

- ◇新型インフルエンザに対応し開発すべきワクチンについて、開発状況及び開発の方向性を確認した。

表1 新型インフルエンザに対する状況別対応

状況		状況の基準		主な対応
		海外の状況	国内の状況	
平常時	A			<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザサーベイランス ・インフルエンザワクチン接種の推進 ・インフルエンザ治療の普及 ・インフルエンザ診療体制の確保 ・新型インフルエンザに関する調査研究
	B	<ul style="list-style-type: none"> ・海外において高病原性鳥インフルエンザウイルスの家きん等への感染被害又は鳥インフルエンザウイルスのヒトへの感染被害が発生している状態 		<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・分析 ・専門家の派遣 ・情報提供の強化（Q & A、検疫所での注意喚起等） ・医療・検査体制の整備
鳥インフルエンザ発生時	C		<ul style="list-style-type: none"> ・国内において高病原性鳥インフルエンザウイルスの家きん等への感染被害又は鳥インフルエンザウイルスのヒトへの感染被害が発生している状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・分析（疑い患者の報告等） ・情報提供の強化（海外へ向けた積極的情報提供等） ・医療・検査体制の整備 ・家禽等の殺処分従事者等への感染防御指導 【ヒトへの感染が確認された場合】 ・患者への医療提供 ・感染症法に基づく措置（疫学調査、消毒等）
	D	<ul style="list-style-type: none"> ・海外において新型インフルエンザウイルスのヒトへの感染被害が発生している状態 （ウイルス型の検索で新型インフルエンザウイルスであることが確認できない段階において、疫学的条件から新型インフルエンザウイルスであることが疑われる場合を含む。） 		<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・分析（症候群サーベイランス等） ・専門家の派遣 ・情報提供の強化 ・検疫所での渡航者・入国者への注意喚起 ・医療・検査体制の整備 ・ワクチンの開発・生産・接種 【必要に応じて、以下の措置を検討】 ・指定感染症、検疫法を準用する感染症への指定 ・渡航延期勧告 ・流行地域からの入国者に対する検疫強化（質問票、入国後の健康状態の報告等）
新型インフルエンザ発生時	E		<ul style="list-style-type: none"> ・国内において新型インフルエンザウイルスのヒトへ感染被害が少数・限局的に発生している状態 （ウイルス型の検索で新型インフルエンザウイルスであることが確認できない段階において、疫学的条件から新型インフルエンザウイルスであることが疑われる場合を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・分析（精密調査対象集団の設置等） ・情報提供の強化（海外へ向けた積極的情報提供等） ・医療・検査体制の整備 ・ワクチンの開発・生産・接種 【必要に応じて、以下の措置を検討】 ・指定感染症、検疫法を準用する感染症への指定 ・感染症法に基づく措置（入院勧告、疫学調査等） ・出国時の健康診断の実施
	F		<ul style="list-style-type: none"> ・国内において新型インフルエンザウイルスのヒトへの感染被害が拡大している状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・分析 ・情報提供の強化 ・医療・検査体制の整備 ・ワクチンの開発・生産・接種 【必要に応じて、以下の措置を検討】 ・医療資源の有効活用、社会資源の活用 ・集会の自粛（学校閉鎖等） ・出国時の健康診断の実施（出国の自粛勧告）
大規模発生時				<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・分析 ・情報提供の強化 ・医療・検査体制の整備 ・ワクチンの開発・生産・接種 【必要に応じて、以下の措置を検討】 ・医療資源の有効活用、社会資源の活用 ・集会の自粛（学校閉鎖等） ・出国時の健康診断の実施（出国の自粛勧告）

新型インフルエンザ対策検討小委員会 報告書を受けた国の主な対応

- 新型インフルエンザに関する危機へ対応するために、本報告書に基づき、着実な準備をすすめることが重要であることから、今後、以下のことを実施する。

1) 新型インフルエンザ対策検討小委員会報告書の周知

- ・ 新型インフルエンザが発生した際に対応にあたる地方自治体等の関係者に、本報告書を幅広く周知し、確実な対応の実施をめざす。

2) 治療薬

- ・ 来シーズンについては、製薬会社において、インフルエンザ流行シーズンを通して相当量の治療薬を確保する意向が確認された。
- ・ これを踏まえ、製薬会社が確保している量を超える治療薬について、国及び都道府県等において5か年計画で備蓄することとし、国の備蓄に要する経費として436百万円を17年度概算要求に計上したところである。

3) ワクチン

- ・ 厚生労働科学研究により、新型インフルエンザワクチンの開発を支援する。

(研究班名) 厚生労働科学研究費補助金

- ・ 新型インフルエンザ用ワクチンの有効性・安全性に関する研究
- ・ インフルエンザパンデミックに対する危機管理体制と国際対応に関する研究
- ・ ワクチン開発を含めた新興・再興感染症研究事業について、17年度500百万円の増を概算要求している。